

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

令和8年4月3日

県南広域振興局長 菅原健司

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 両磐酒造株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 一関末広複合店舗 一関市末広一丁目2番6ほか
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 令和8年2月1日ほか
- (5) 変更の理由
 - ア 店舗名称が決定したため
 - イ 小売業者の名称、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日 令和8年3月19日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所